

# 保全・検査の信頼のパートナー KHK認定検査事業者

高圧ガス保安協会 (KHK)

KHK認定検査事業者は、高圧ガスプラント等の保安を支援しています。

## KHK認定検査事業者制度とは？

高圧ガスの保安確保の一環として、高圧ガス保安法の適用を受けるプラント施設又は液化石油ガスタンクローリーの保安・検査等に従事する検査事業者を対象として、KHKが自主的に実施している認定制度です。

## 優れた検査能力・品質管理システム

KHK認定検査事業者は、確実な保安・検査業務を遂行するために、検査事業者の検査能力、品質管理システム等について、KHKが定めた認定審査基準に基づいた厳正な審査をパスしております。

## 法定検査等に活用できる検査報告書

検査結果は、都道府県が実施する保安検査、プラント施設の所有者が実施する定期自主検査に資するための報告書として作成します。この報告書は、本制度発足以来40年以上に亘り、信頼し得る検査データとして、都道府県からも受け入れられ、活用していただいております。

## 正確な検査データの提供

KHK認定検査事業者は、認定審査基準で要求された検査・測定機器を揃え、厳しい管理体制の下で整備されたこれらの機器を活用した検査を実施しておりますので、正確な検査データを提供することが可能です。

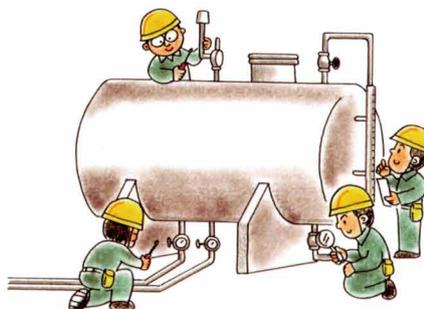
また、検査データは認定検査事業者としての責任のもとに保管管理しておりますので、設備の経年変化、材料劣化等の対策に、この検査データを活用することも可能です。



## 信頼と安心を提供

保全・検査に従事する検査員は、(社)日本エルピーガスプラント協会(JLPA)等が行う高圧ガスに関する各種技術講習を受け、各種技能資格を取得し、さらに所定の実務経験を有しておりますので、KHK認定検査事業者の実施する保安・検査は、信頼と安心を提供できるものとなっております。

また、高圧ガスプラント施設についてのノウハウはもちろん、関係法令や検査基準を熟知したベテランスタッフが検査チームの責任者として検査にあたりますので、安心です。



## 高いレベルを常に維持

KHK認定検査事業者は、常に認定時の高いレベルを維持するために5年ごとに、新規認定と同一基準による再認定の審査を受けております。

また、検査員も検査員資格を維持するために、JLPA等が行う講習会の受講、非破壊試験の資格更新等が義務付けられております。

## 認定の区分

KHK認定検査事業者は、次のとおり区分されます。

- 液化石油ガスプラント施設
  - 一般高圧ガスプラント施設
  - 液化石油ガスタンクローリ
- の保全・検査を行う能力を有する  
**検査事業者**

## 認定検査事業者の審査

KHK認定検査事業者に対する要求事項としては、会社の組織体制、品質管理システム、スタッフの資格要件等を定め、次の要求事項への適合性を審査します。

### ● 認定を受けるための審査項目 ●

- ① 経営者の保安及び検査に関する熱意及び配慮
- ② 検査担当部門の組織  
・ 容器検査所の登録の状況(液化石油ガスタンクローリの場合に限る。)
- ③ 検査従事者数
- ④ 検査業務に従事する検査員の資格及び教育訓練
- ⑤ 検査チーム(液化石油ガス及び一般高圧ガスプラントの場合に限る。)
- ⑥ 検査規定類の整備状況
- ⑦ 検査設備の保有又は調達状況
- ⑧ 検査設備の管理状況
- ⑨ 検査実績
- ⑩ 検査記録及びその活用状況
- ⑪ 検査工程管理
- ⑫ 協力会社の管理体制
- ⑬ クレームの処理状況
- ⑭ 事故発生状況
- ⑮ 高圧ガス担当者との連携
- ⑯ プラントの責任者との連携
- ⑰ 関連法規の遵守状況
- ⑱ 検査実施状況
- ⑲ 一元管理検査事業者の管理状況  
(複数の事業所(例えば、A支店、B支店)を一元的に管理する能力を有する検査事業者の場合に限る。)

## 検査チームの編成

KHK認定検査事業者として保全・検査業務を実施する場合には、検査全般について責任を負う検査統括者が検査業務を管理し、A種、B種、C種等の検査員資格を有する者で検査チームを編成し、現場での検査業務を遂行します。



## 検査員の役割

- A種検査員  
検査対象施設の耐圧性能、気密性能、附属機器類の分解点検等の作業及び検査結果の記録を行います。
- B種検査員  
非破壊検査(磁粉探傷、染色浸透探傷、超音波厚さ測定)を実施し、その検査結果の記録を行います。
- C種検査員及びD種検査員  
検査作業責任者として検査現場において、A種検査員、B種検査員、作業員等の指揮並びに監督を行い、A種検査員及びB種検査員が行った試験結果に基づき判定を行います。

## KHK認定検査事業者の情報交換及び検査賠償責任保険の取り扱いについて(ご紹介)

KHK認定検査事業者の情報交換の場として、JLPA内に「検査事業者委員会」が設置されております。

当該委員会には、各地区ブロック会(7ブロック)及びタンクローリ検査部会が下部組織として設置され、北海道から九州沖縄までの検査事業者が参加し、都道府県等の保安行政情報の意見交換及び検査技術等に関する基準の制定並びにこれらの情報等に関する講習会を開催しておりますので、ここにご紹介いたします。

また、検査等に起因する事故・トラブルに対応した検査賠償責任保険を団体保険としてJLPAが取り扱っておりますので、併せてご紹介いたします。

問い合わせ先：(社)日本エルピーガスプラント協会(JLPA) TEL：03-5777-6167 FAX：03-5777-6168